

(誤)

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、国民の身体の状態、栄養素等摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

調査の対象は、平成 27 年国民生活基礎調査（約 11,000 単位区内の世帯約 30 万世帯及び世帯員約 74 万人）において設定された単位区から層化無作為抽出した 300 単位区内のすべての世帯及び世帯員で、平成 27 年 11 月 1 日現在で 1 歳以上の者とした。

以下の世帯及び世帯員は調査の対象からは除外した。

＜世帯＞

- ・世帯主が外国人である世帯
- ・3 食とも集団的な給食を受けている世帯
- ・住み込み、賄い付きの寮・寄宿舎等に居住する単独世帯

＜世帯員＞

- ・1 歳未満（乳児）
- ・在宅患者で疾病等の理由により、流動状の食品や薬剤のみを摂取している又は投与されている場合など通常の食事をしない者
- ・食生活を共にしていない者
- ・次に掲げる世帯に不在の者
単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね 3 ヶ月以上）、遊学中の者、社会福祉施設（介護保険施設含む）の入所者、長期入院者、預けた里子、収監中の者、その他別居中の者

3. 調査項目及び調査時期

（1）調査項目及び対象年齢

本調査は、身体状況調査票、栄養摂取状況調査票及び生活習慣調査票からなり、調査項目及び対象年齢は下記のとおりとした。なお、年齢は、平成 27 年 11 月 1 日現在の年齢とした。

ア. 身体状況調査票

- （ア）身長（1 歳以上）
- （イ）体重（1 歳以上）
- （ウ）腹囲（6 歳以上）
- （エ）血圧：収縮期（最高）血圧、拡張期（最低）血圧（20 歳以上）[2 回測定]
- （オ）血液検査（20 歳以上）
- （カ）問診（20 歳以上）

(正)

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、国民の身体の状態、栄養素等摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

調査の対象は、平成 27 年国民生活基礎調査（約 2,000 単位区内の世帯約 5 万 9 千世帯及び世帯員約 14 万 8 千人）において設定された単位区から層化無作為抽出した 300 単位区内のすべての世帯及び世帯員で、平成 27 年 11 月 1 日現在で 1 歳以上の者とした。

以下の世帯及び世帯員は調査の対象からは除外した。

＜世帯＞

- ・世帯主が外国人である世帯
- ・3 食とも集団的な給食を受けている世帯
- ・住み込み、賄い付きの寮・寄宿舎等に居住する単独世帯

＜世帯員＞

- ・1 歳未満（乳児）
- ・在宅患者で疾病等の理由により、流動状の食品や薬剤のみを摂取している又は投与されている場合など通常の食事をしない者
- ・食生活を共にしていない者
- ・次に掲げる世帯に不在の者
単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね 3 ヶ月以上）、遊学中の者、社会福祉施設（介護保険施設含む）の入所者、長期入院者、預けた里子、収監中の者、その他別居中の者

3. 調査項目及び調査時期

（1）調査項目及び対象年齢

本調査は、身体状況調査票、栄養摂取状況調査票及び生活習慣調査票からなり、調査項目及び対象年齢は下記のとおりとした。なお、年齢は、平成 27 年 11 月 1 日現在の年齢とした。

ア. 身体状況調査票

- （ア）身長（1 歳以上）
- （イ）体重（1 歳以上）
- （ウ）腹囲（6 歳以上）
- （エ）血圧：収縮期（最高）血圧、拡張期（最低）血圧（20 歳以上）[2 回測定]
- （オ）血液検査（20 歳以上）
- （カ）問診（20 歳以上）